

## ドイツ生命倫理学アトラス

## 一人間の尊厳をコンパスに—

盛永審一郎

最新の生命医療倫理を知るための検索語は、着床前診断(PID)、胚性幹細胞研究、治療上のクローニングの三つである。これらをめぐって、ドイツでは、議会において激しい議論が展開されている。2001年のヨハネス＝ラウ大統領のベルリン演説「すべてがよくなるのか、人間の尺度で進めると」<sup>(1)</sup>以降、盛んに Biopolitik という言葉が使用されている。各政党は選挙の際に、生命政策を掲げている。まさに、ナポレオンの「政治が運命である」という言葉は、ヨナスの「技術が運命である」を経て、「生命政治が運命になった」観を呈している。

しかしそうはいつでも、生命政治の背後には、やはり生命倫理の諸原理とその論争が控えている。アメリカの生命倫理学の四つの原理は、自律、正義、慈善(配慮)、無危害である。それに対して、ヨーロッパの文脈から取り出された四つの原理は、自律 Autonomie, 尊厳 Würde, 不可侵性 Integrität, 傷つきやすさ Verletzlichkeit であるという<sup>(2)</sup>。ジープは次のように言う。「胚研究はヨーロッパで激しく議論され、法的に種々に規則づけられている。自由、穏健、厳格な規則がある。これらの規則の根底には種々の基準や議論がある。その際とりわけ、目的議論、身分議論、ダム決壊議論、誤用議論、タブー議論に区別される。それらは、人間人格、潜在性、人間の尊厳という種々の議論を用いる。どんな概念の使用とどんな議論の組み合わせが種々の法的な限界を哲学的に基礎づけるか示される」<sup>(3)</sup>。クヴァンテは次のように言う。「人間の尊厳原理は、ドイツの生命医学倫理の論争の中心であり、多元的倫理学において有用な原理であることが示される」<sup>(4)</sup>。しかしこの尊厳概念は空虚で曖昧であるという非難や、尊厳原理がオールマイティとしてインフレーション的に用いられ過ぎているという指摘も多い。ヘッフェは言う。「人間は相応の価値を持つ、尊厳と名づけられるこの固有の価値は不可侵であるという思想は哲学的倫理学において、すなわち法と国家の倫理において高い位階をもつ。にもかかわらず、人間の尊厳原理の内実も方法論的位階もいつも曖昧である。」<sup>(5)</sup> ホエルスターは「議論上は何も意味しない空虚な形式」とする<sup>(6)</sup>。ビルンバッハーは、「ともかく人間の尊厳という概念は、全く特別な仕方では空虚な定式ではないのかという疑念に直面している。というのもまさに……それに情熱がこめられればこめられるほどその概念内容は曖昧になっているからである」<sup>(7)</sup>と述べる。このように尊厳概念は曖昧であるが故に、この概念は人間の重荷 Menschenbürde でもあるのである<sup>(8)</sup>。

(1) Johannes Rau, Wird alles gut? —Für einen Fortschritt nach menschlichem Maß, in: S. Graumann(Hg.), Die Genkontroverse, Herder, 2001, S.14-29.

- (2)Vgl. M.Zimmermann-Acklin, Der gute Tod- Zur Sterbehilfe in Europa, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B23-24/ 2004, S.46.
- (3)Ludig Siep, Kriterien und Argumenttypen im Streit um die Embryonenforschung in Europa, in Jahrbuch für Wissenschaft und Ethik, de Gruyter, 2002, S.179-196.
- (4)Vgl. 本文中の④. (5)Vgl. 本文中の⑦.
- (6)Norbert Hoerster, Ethik des Embryonenschutzes. Ein rechtsphilosophischer Essay, Reclam, 2002.
- (7)Dieter Birnbacher, Menschenwürde - abwägbar oder unabwägbar? in: Kettner(Hg.) Biomedizin und Menschenwürde, Suhrkamp, 2004, S.249-71. (忽那敬三訳, 「人間の尊厳-比較考量可能か, 否か」, 応用倫理学研究第2号, 応用倫理学研究会, 2005年7月, 88-101)
- (8)Ulfrid Neumann, Die Menschenwürde als Menschenbürde, in: Kettner(Hg.) Biomedizin und Menschenwürde, Suhrkamp, 2004, S.42-62.

#### I) 人間の尊厳

たとえば, つぎのような懸念がある。「原理がヨーロッパ文化, 特にユダヤキリスト教の部分に非常に強く結びついているので, 諸文化間に妥当しない, 従って今日, グローバル化した時代にあつて全世界に広がる拘束の原則に役立たないという危惧にいたる」(Höffe, 本文中の⑦)。しかし, 人間の尊厳概念は前世紀以降, 法や政治の世界において, 法の義務として新しい機能を備えて, 使用されている。ドイツ憲法(基本法)や重要な国際協定においてのみならず, 日本においてすら, このところ法律や指針において, 法的にも規範を定める働きを有して使用されている。

たとえば, ドイツ基本法1条1項には, 「人間の尊厳は不可侵である。それを尊重し, 保護することはあらゆる国家権力の義務である」と謳われている。人間の尊厳は不可侵である。したがって, たとえ連邦議会の3分の2の多数をもって憲法改正が求められても, この保護の保証を取り除いたりすることは出来ないという。(1)

ドイツだけではない。ギリシャ, アイルランド, イタリア, ポルトガル, スイス, スウェーデン, スペイン等の憲法においてもこの概念は重要な概念である。(ただし, 日本の憲法には「個人の尊厳」はあるが, この概念はない。)また, 国連憲章(1945, 「人間の人格の価値と尊厳」), 人権宣言(1948, 「人間はすべて自由であり, 尊厳と権利を等しく身につけて生まれている。」), ユネスコの「ヒトゲノム宣言」(1997)等の協定においてもこの概念は謳われている。1997年のヨーロッパ生物学条約においてはその条約の題名にまで盛り込まれている。Übereinkommen zum Schutz der Menschenrechte und Menschenwürde im Hinblick auf die Anwendung von Biologie und Medizin. さらに1998年のクローン禁止の追加議定書では, 尊厳の概念が具体的に葛藤のケースに適応されている。「遺伝的に同一の人間の生命体を自覚的に生み出すことを通じて人間の生命を道具化することは人間の尊厳に違反する」。またヘルシンキ宣言2000年エディンバラ改訂においても, 「被験者の生命, 健康, プライヴァシー及び尊厳を守ることは, 医学研究に携わる医師の責務である」(B, 10)と謳われている。

以上のように尊厳という概念は, 現在, 法や政治の世界においてグローバルに用いられている概念である。

しかし尊厳という概念の定義はこれら文書のどこにも記載されていない。そのことから尊厳概念は、これらの文書においては、記述的概念ではなく規範的概念として使用されていることがわかる。尊厳とは、「最上の価値」、「基本原理」を意味する。ブラウンは、カントに立ち戻って、次のように言う。「カントはそれゆえに<尊厳>と<価値>とを区別している。価値をもつことは、誰かに対して価値を持つことを意味する。価値は相対的である。価値は設定され、他の価値と衡量可能である。それに対して尊厳をもつことは、価値あるいは目的それ自体であることを意味する。カントに従うと、人間は目的それ自体である。なぜなら人間は理性と自由な意志とを備えているからだ」(2)。またこの概念は規制的原理として使用される。このように「尊厳の原理は自己決定を支える原理であると同時に自己決定を制限する基礎的原理」ということでもある。

クネッブラー(3)は、これらの条約や憲法において、人間の尊厳が謳われた背景を考えることから、この概念の意味を探っている。二千万人が犠牲となったナチによる残忍な行為。一つは、民族がすべてであり、個人は無であるということ、他は、アーリア人が優秀であり、他の種族は劣等だということ。従って、対照として取り出される原理は、

- 1) 原則上主体である(Subjektstellung)という原理としての人間の尊厳の原理。すなわち、個人は民族あるいはその他の目的(最大多数の最大幸福)のために犠牲にされてはならないということ。
- 2) すべての人間が原則上平等であるという原理としての人間の尊厳の原理。それに従うと、人間は誰もが、人種、皮膚の色、宗教、世界観の信念、女、男、能力のあるなしに関わりなく、誰にも等しいものとして承認されなければならない。

このように、人間の尊厳の尊重と保護は、原則上各人を主体として扱うこと、原則上各人が等しいものとして尊重され保護されるということを要求している。それは決して「もの」のように対象として扱われてはならないということ、対象化、道具化の禁止ということの意味する。そしてそこから、尊厳の担い手に対する無制約的尊重を要求することと、この担い手の基礎的権利と義務が生まれてくる。しかし、「人間の尊厳の原理と個々の根本的権利は等しくない。人間の尊厳は挙げられた権利の単純な総計でもないし、権利とともに暗示的に与えられた義務の総計ではなくて、むしろその根拠である。」(4)またスーパーマンはこのことを象徴的に「10人の人間のいのちの価値は、一人のいのちの価値よりも大きい。10人の人間の尊厳はただ一人の人間の尊厳よりも大きいということの意味しない」(5)と言う。

しかし、そもそもなぜ「人間」に「尊厳」が帰属するのか、という基礎づけの問題が残されている。これに対しては、歴史的にはキリスト教的一神学的基礎づけと、カント的一哲学的基礎づけの二つがある。ここでも取り出される意味論的内容は、人間は主体であることと、原則上平等であるという二つのことである。しかしこれらの基礎づけが成功しているかという点、それは疑問である。論点先取という誤謬をおかしているともいえる。それ故に、人間が尊厳を持つということを基礎づける試みは成功しているわけではない。そこから人間の尊厳は「形而上学的に空虚な観念 Ballastvorstellung」という批判も出てくる。しかしわれわれが見てきたように、われわれは歴史の中からこの概念を取り出して規制的な基本原理として使用しているのである。「この意味で人間の尊厳という原理は現代の価値多元的社会にあって合意可能な原理であり得るといってよい。この合意は最小限の合意そして最も小さな共通の道徳的分母と理解してはならない。この合意はむしろ道徳的に重要な分母といえる。」(6)

- (1) Vgl. Michael Fuchs, The German debate on bioethics. Some characteristic features, in: International Symposium on Life and Care Bioethics in Comparative Cultural Perspective, Sizuoka U., September 24, 2005, S.5.
- (2) Kathrin Braun, die besten Gründe für eine kategorische Auffassung der menschenwürde, in: M.Kettner(Hg.), Biomedizin und menschenwürde, Suhrkamp, 2004, S.83.
- (3) Nikolaus Knoepffler, Menschenwürde in der Bioethik, Springer, 2004, S.27.
- (4) Ebd.
- (5) Robert Spaemann (ミュンヘン大学名誉教授(哲学)), Personen. Klett-Cotta, 1996, S.196. 「人格は決して合計しえない。人格は互いに関係のシステムを作っている。このシステムは人格にすべての他の人格への関係において一度の場所を割り当てる。」 Spaemann によると、人格とは「何か」に対するものではなくて、「誰か」に対する答え。 Sind alle Menschen Personen, In: W.Schneider, H. A. Neumann, E. Bysch (Hg.), Menschenleben-Menschenwürde, LIT, 2003, S.45-51; Gezeugt, nicht gemcht Die verbrauchende Embryonenforschung ist ein Anschlag auf die menschenwürde, in: C.Geyer(Hg.), Biopolitik, Die Positionen, Suhrkamp, 2001, S.41-50.
- (6) Knoepffler, Ebd., S. 183.

## II) 尊厳概念の批判—das Prinzip: In duvio pro libertate

### Hoerster (マインツ大学名誉教授・法哲学) の空虚な形式

ホエルスターは、カントに立脚し、人間の尊厳は、人間を<道具化すること>、あるいは<事物化すること>の禁止として理解する。しかし、ホエルスターは、輸血など、生を救うために人間を道具化する例を挙げて、「今後は、人間の尊厳を傷つけることは、人間の道具化と等しいのではなくて、人間を倫理的に不正に道具化することと等しい。しかしそのことは以下のことを帰結する。人間の尊厳原理は、それだけを顧慮すると、正当な行為に対していかなる基準も差し出さなくて、その適用のために、正当であるものについての規範的価値規範をすでに前提としているということである。……かくして<人間の尊厳は傷つけられてはならない>という要求は、いかなる内容的な基準も含まない全く規範的に空虚な形式になっているということがわかる。……(なぜなら)人間の尊厳概念は道徳的に正しいもの、あるいは要求されるものの集合概念になっている。そして人間の尊厳を毀損することは道徳的に偽ったもの、あるいは認容できないものの集合概念になっている(からだ)。」以上の議論にたつて、ホエルスターは胚研究について以下のように結論する。「上で例として挙げられた議論、<胚研究は許されない、なぜならそれは人間の尊厳を毀損するからだ>は、正確につぎの議論と同じことを意味している。<胚研究は許されない、なぜならそれは許されないからだ。>しかしそのような議論は議論という名前に値しないし、完全に無価値である。いかなる種類の基礎づける機能も知覚することはできない。ある行為をカントの意味でその行為が持つ<道具化する>特徴の故に人間の尊厳を傷つけることとして特徴づける人は、それによってただこのような行為を道徳的に許されないと見なしているといっているにすぎない。しかし、それでもって彼は否定的価値判断に対する何らかの基礎付けを与えてない。」

Norbert Hoerster, *Ethik des Embryonenschutzes Ein rechtsphilosophischer Essay*, Reclam, 2002

### III) 両立可能テーゼ

人間の尊厳と胚の毀損は両立し得ないという両立不可能テーゼと両立可能とする両立可能テーゼが考えられる。最初に両立可能テーゼを紹介する。これには、胚の身分を問う外延的戦略と人間の尊厳の内包を問う内包的戦略の二つがある。クヴァンテは次のようにいう。「外延的戦略と内包的戦略に区別される。外延的戦略はある種の存在に人間の尊厳を否定する。しかるに内包的戦略はある種の行為はこれらの存在がもつ人間の尊厳と両立すると言うことを教える」(Quante, 本文中の ④)

a) 外延戦略—胚の身分を問題とする議論。胚は人間ではない。

①R.メルケル (ハンブルク大学教授・法哲学と刑法) : 『胚は権利を持つか』

この論文は「他の人間の目的のために胚を消費してよいのか? 胚をそのために作成してよいのか? 人はこの作成をクローニングという方法で進めてよいのか」という問いに、「よい」と答えている。「もし胚が生への根本的権利や人間の尊厳を持った法的人格であるとするならば (事実はそうでないのだが), いかなる目標といえども胚への消費的研究を正当化することはできないだろう。原理的根拠から初期の胚はそうではないのだから, 初期胚の消費を道徳的に高位な *hochrangig* 目標と比較衡量することの結果は明らかと私には思われる。このような目標への胚研究は許容されるということである。……しかし, 道徳的に *hochrangig* な目標のために胚をその初期の段階において用いてよいなら, 胚はこの目的のために作成されてもよい。……治療上のクローンの場合も倫理的問題はない。胚が消費的研究の目的のために作成されてよいならば, そのときこの作成の方法は道徳的に中立である。提供者の細胞から DNA 移送によってクローン化されているこのような胚からだけ, 幹細胞は獲得される。それは遠からず移植医療の問題を解決するであろう, そして今日、臓器のレシピエントがもつ重い苦悩を回避可能にするだろう。—これが道徳的に *hochrangig* な目標である。……このような研究が道徳的に許され, 研究の目標が命ぜられているのならば, その時研究そのものは道徳的に命ぜられている。刑罰に値する禁止という胚保護法の禁止は, もはや理由がないだけではない。それらは国家の社会的正義という義務、つまり病気、健康という自然の不平等な配分を補正することに対する国家の援助義務を侵害する。このような禁止は憲法に矛盾する。立法者はそれらを廃棄すべきだ」。

すなわち、メルケルは胚は生への根本的権利や人間の尊厳を持った法的人格ではないとする。なぜなら胚は人格であるということを主張する、四つの議論、種の議論、連続性議論、潜在性議論、同一性議論はどれも欠点を持っていて胚は人格であるということを証明していないからだ。その際に、メルケルはあの有名な思考実験を提案している。それは胚から生命の保護や尊厳の保護という道徳的身分が取り去られる実験である。それはこうだ。「生命工学実験室で火災が発生した。燃えさかる火の向こうには、煙を吸って意識を失った赤ん坊と、シャーレに入った 10 個の胚である。さてあなたはどちらかしか助けることができないとすると、どちらを助けるであろうか。」

Reinhard Merkel: Rechte für Embryonen? Die menschenwürde läßt sich nicht allein auf die biologische Zugehörigkeit zur Menschheit gründen, in: C.Geyer(Hg.), Biopolitik, Suhrkamp, 2001, S.51-64.他の代表的論文: Embryonenschutz, Grundgesetz und Ethik, in: W.Schweidler et al (Hg.), Menschenleben - Menschenwürde, Lit, 2003, S.151-164.

②D.ビルンバッハー (デュッセルドルフ大学教授・実践哲学): 「人格概念は生命倫理学の諸問題の解決において頼りになるか?」

ビルンバッハーは、人間の尊厳ではなくて、人格概念を取り上げる。「人格概念はここ 20 年生命倫理にとって鍵概念となっている。たとえ意味論的に、あるいは論証的な意味で語られているというように、非常に多義的であるとしても。」そして人格概念に依拠して、両極に対立した生命倫理学学派を二つの相反する学説、同等性議論と不等性議論に配分することができるという。同等性議論 *Aquivalenz-Doktrin* とはこうだ。「生きている人間存在」と「人格」という表現の間には内包的、あるいは意味の同一性がある故に、すべて生きた人間存在は人格であるとするもの。これは神学者やキリスト教に影響された哲学者が主張する説だし、カントもまた、人間のクラスと人格のクラスとは完全に等しいとする。それに対して、不等性議論 *Nichtaquivalenz-Doktrin* とは、生きている人間の存在すべてが人格であるのではなくて、特定の条件を満たすものだけが人格だというものである。だからここでは「生きている人間存在」と「人格」は内包だけではなくて、また外延も相互に違っている。たとえば誕生以前の段階における人間は、たとえ後に人間になるとしても、まだいかなる人格でもないことになる。だから人間であることの性質が人格であることの必要十分条件ではない。むしろ特定の性質が決定的である。例えば、思惟しうること、未来の意識、そして行為と理性の能力である。すでにこの定義は、ポエチウスの「人格は自然理性的個別の実体である」にみられる。

しかし彼はこれらの議論を紹介したあとで、次のように言う。「私のテーゼは、両方の学説が決定的な点で欠点を持つということ、それ故に生命倫理学は人格概念を断念することがよいだろう」、と。欠点として挙げられているのは、意味論的不適切性 (人格概念をプロクルステスのベッドにしてしまうというもの)、循環性 (人格の概念にせよ、人間の概念にせよ、一般に、特に哲学的、法的言葉の使用において二重の機能を持っている。記述的と規範的、ないし評価的内実であるというもの)、不十分な区別 (人格概念は一切か無か式で概念で、いかなる段階も認めないというもの)、規範的不適合性である。

規範的不適合性とは以下のようなものである。生命権だけではなくて、初期胚が持つ人間の尊厳も法体系による成人が持つ人間の尊厳と事実上同等ではないとして取り扱われる。人間の尊厳原理の中心的内実の一つはある存在の権利である。同意なしには、重大な仕方でも他人の目的のために道具化されてはならないという権利である。生命権は誕生後も絶対的に妥当しなくて、狭い条件の下では衡量可能であるのに対し、人間の尊厳概念から出てくる、権利は絶対的で、他の諸権利との比較衡量をのがれている。

同等性の議論は、生まれた人間の強い生命権と、生まれない人間の弱い生命権の間の相違をなくす。そしてそれは生まれた人間が持つ、人間の尊厳からでる衡量不可能な権利と生まれない人間が持つ人間の尊厳からでる衡量可能な権利との相違をなくす。この学説が自分のために記帳しうる単純性を多くすることが規範的妥当性を少しにすることにより高い代償が支払われている。不等性の議論もまた規範的に適切であるとは

見なされない。不平等学説は規範的観点で欠点を示している。これは第一に、人格性の付加の基準が必要性 *Bedürftigkeit* ではなくて能力 *Fähigkeit* にさかのぼるということに基礎づけられている。自由権（何かをなしたり、しないことへ妨害されないことの権利）が人間に帰属するのは、人間が自由への能力があるからではなくて、自由への要求を持つからなのである。自己決定への能力の自律は、自己決定権の意味での自律にとって必要十分条件ではない。能力に基づいて付与された人格の身分は、人格の特殊な能力から結果として生じる必要性を超えていく。従って道德権の付与は能力の所有に直接的に基礎づけられ得ると説くことによって、それは生命倫理学の思惟を誤った方向へ進めることになる。

かくしてビルンバッハーは次のように結論する。「人格概念には明らかに荷が重すぎる。この概念はそれが解決するよりもより多くの問題を作り出す。その限り、道德的権利や義務を問題とする生命倫理の議論、人格概念へと引き戻すことをやめて、生きているものとの関わりへ導くことがはるかにそのためにプラスである。人格概念を断念することは喪失ではなくて、反対に透明性、相違、内容的最もらしさを獲得する」。

さらに、彼は「幹細胞法における『高位性』」という論文で、ドイツ動物保護法と比較しながら、研究の *Hochrangigkeit* の概念を関係性において明らかにする。科学内部の基準に従った研究の *Hochrangigkeit* は、研究の認可可能性の必要条件ではあるが、十分条件ではない。この研究が、ヒト胚の破壊的操作を伴う共謀の倫理的悪とそれとともにマイノリティの感情を傷つけることと衡量して、倫理的—社会的観点でも十分に *hochrangig* であるかどうか、問題である。もくろまれた研究の目標がこの観点で倫理的に十分重要であるかどうか決定されなければならない、と。明らかなことは、*Hochrangigkeit* の概念は倫理的な価値判断に関係し、純粋に科学的な価値判断にだけ関係しているのではないということである。さもなければ何故この条件が医学的基礎研究だけ正当と認め、医学外の基礎研究を正当と認めるべきでないのかを説明しえないであろう。胚研究は予防、診断、あるいは治療上の進歩の意味で直接、あるいは間接の治療上の利用を目標にもつ研究に制限される。ここにおいても研究は高度な科学的方法的基準に一致しなければならないという高度の要求に相応する条件は、もっぱら必要条件として理解されるが、十分条件としては理解されていない。

Dieter Birnbacher, *Hilft der Personenbegriff bei Lösung bioethischer Fragestellungen?* in: W.Schweidler, H.A.Neumann, E.Brysch(Hg.), *Menschenleben-Menschenwürde*, Lit, S.31-44.; "*Hochrangigkeit*" im Stammzellgesetz - Ein Kommentar aus ethischer Sicht, in: *Jahrbuch für Wissenschaft und Ethik*, de Gruyter, 2003, S.353-359. なおビルンバッハーの代表的な著作としては, *Tun und Unterlassen*, Reclam, 1995, S.1-385 が挙げられる。

③脳死体論「脳死における臓器提供への類推において、廃棄される胚は、その生命史を終えた人間の存在として、*hochrangig* な治療上の研究目的のために提供されるということが支持されるように見える。その結果組織の使用により別の生命史がさらに生き続けることができる。脳死の場合と同様に、このような廃棄される胚は単純に生命素材ではなくて、ふさわしい崇敬 *Pietät* の念をもって取り扱われなければならない。」

Peter Dabrock und Lars Klinnert, *Würde für verwaiste Embryonen?—Ein Beitrag zur ethischen Debatte um*

embryonale Stammzellen, Zentrum für medizinische Ethik Heft130, 2001

b)内包的戦略

④M.クヴァンテ (ミュンスター大学講師・哲学) : 『誰の尊厳?どの診断』。

この論文でクヴァンテは人間の尊厳と着床前診断 (PID)の両立不可能論を取り上げ、それを批判するとともに、内包的戦略においてPIDと胚が持つ人間の尊厳を両立させる。「着床前診断の例で示されることは、とりわけ人間の尊厳原理は内包的戦略の使用のもとで生命医学倫理に対する中心的基礎付けの源であり得る。人間の尊厳原理を生命医学倫理の領域から追放する根拠はない。」

最初に人間の尊厳概念の中心の特徴を挙げている。第一にこの概念は有機体の下方の人間の生命に用いられない<sup>(1)</sup>。第二に、人間の尊厳は譲渡できない、他の倫理的価値、原理、規範に対して衡量されない、特徴的倫理的身分を示す。第三に人間の尊厳は内容的に指令をその担い手を決して完全に道具化してはならないという指令を含んでいる。次に三つの前提を挙げている。人間の尊厳原理は第一にわれわれの倫理的法的文化にしっかりと根ざしている。第二に人間の尊厳原理は私たちの倫理的熟慮の全体系のしっかりとした中心的構成要素である。第三に人間の尊厳原理は生への権利から区別される。そしてこの第三のテーゼを明確にすることから始める。クヴァンテは「生への権利」には二つの意味があるという。一つは「厳密な生への権利」、つまり生への権利とともに生への義務が出てくる譲渡不能なもの。他は「弱い意味での生への権利」、つまり人間が自己の決定で生を終わらせることの可能性を認めるもの<sup>(2)</sup>。さらにクヴァンテは「人間の尊厳」と「生への権利」の二つは、第一に意味の等しいものとして見なされてはならないとし、それに対して二つの根拠を挙げている。第一に「生への権利」はいかなる譲渡不能な権利でもない。倫理的に許容される自殺や、また自由意志での安楽死がその例である。第二に、他方「生への権利」は他の高位の財、例えば自律のようなものと比較衡量される。ここから彼が取り出す結論は、人間の尊厳がある実体に帰属するということはこの実体が生への権利を含むことを意味しない、ということである。ここには、一応結びつきがあるようにみえるが、しかし論理必然的な結びつきはない。そこで、クヴァンテの第三の前提は以下ようになる。

「人間の尊厳というコンセプトは第一に人間の生命の神聖さの教えと一致しない。第二に厳密な意味でない生への権利と人間の尊厳の間には一応<sup>(3)</sup>結びつきがある。第三に殺すことがどれも人間の尊厳と両立不可能とは限らない」。

次にクヴァンテは代表的な両立不可能議論を三つ取り上げる。1)人間存在を試しに生み出す方法は、人間の生の尊厳と一致しない。2)この方法では、人間の生は、吟味され、選択されるために作成される。胚は道具化される。3)PIDにおいて胚は胚が持つ病気や障害の可能性に基づいて除去される。障害者の人格を構成する性質が誰かが生まれぬ方がよいということの根拠となる。それは明らかにこの性質を持つすべての人間を辱めることである。しかしこれらの両立不可能議論は必ずしも、殺すことと人間の尊厳が両立不可能だと主張していないとクヴァンテは言う。確かにPIDにおいては選択に基づいて殺すことが企てられている。しかしPIDそのものに道具化を見ることは難しい。遺伝的欠陥がある場合に胚を廃棄することは道具化と名付けられてはならない。殺すことは道具化ではないからである。道具化とは外的目的を必要とするからである。従って問題は、「殺すこと」ではなくて、「選択」と言うことになる。



3つの論で核議論としてあるのは、PIDによって企てられた選択が、人間の尊厳と一致し得ないと言うことである。しかし誰の尊厳だろうか、とクヴァンテは問う。1)は胚の尊厳。2)は選択され、廃棄された胚の尊厳。3)は遺伝的欠陥を持って生きている人すべての尊厳。従ってPIDと人間の尊厳の両立不可能論の核は次のような命題になる。「人間の尊厳は、病気と健康へ方位する生命の質の評価に基づいて人間の生命の選択を行うことを排除する。それに対する根拠は、このような生の質の評価が一般に、人間の、あるいは当該の胚の、あるいは障害を持った特定のグループの尊厳と一致し得ないと言うことである。」

そこで生の質の評価の考察にクヴァンテは向かう。生の質の評価として、1)自然主義的基準、2)社会客観的基準、3)相互主観的—理性的基準、4)主観的基準、がある。最後の主観的基準とは、相互主観的に追検証し得ない、いわば私的な体験性質のことを意味しないとクヴァンテは言う。むしろ主観的基準は、自律的な諸人格が己自身の実存に対して価値評価しながら態度をとるということ、人格が生を企てをし、行為の目標を形式化し、自己の関心と価値表象を展開するということである。だからこの主観的地平は、私的なものではなく、相互主観的過程で追検証可能なものだとクヴァンテは言う。

「どのような意味で人間の尊厳と生の質の評価は相互に両立不可能であるかが問われる。われわれが両立不可能テーゼの信奉者に想定することは彼が生を質の評価の自然主義的な、社会客観的な基準だけを退けようとしているのではないということである。この弱い解釈においては彼のテーゼは確かに正しい。しかしまた生の質の評価が二つの他の基準に基づいても両立不可能であるだろうか?……議論は、仮定され、私によっても承認された衡量不可能という人間の尊厳の特徴のうちにあり得る。生の質の評価によって人間の尊厳は自律や幸福に対して測定されないのか?この熟慮は誤った推論に基づいていると思う。なぜならここで他のものと衡量されているのは人間の尊厳ではなくて、生への権利が人格的自律と個別的幸福にたして衡量されているからだ。人間の尊厳と厳密な生への権利が重なるということを受け入れることができないならば、そのとき後者の衡量は人間の尊厳に対するいかなる衝突をも示さない。われわれは価値評価しながらわれわれ自身の実存に対して態度をとりうるということが人格性に対するわれわれの理解の本質的な構成要素であるとするなら、そのとき生の質の査定はどれも、人間の尊厳と両立不可能であるというのではない。そのとき人間の尊厳と生の質の評価は両立不可能という無制限の両立不可能テーゼは偽りであらねばならない。」

「かくして私は成果に達する」と、クヴァンテは言う。「相互主観的—理性的基準で方向づけられた生の質の査定は必ずしも人間の尊厳と両立不可能ではないという成果である。それ故にこの基礎に基づく基礎付け可能な、適切な評価の場合に、一方に将来の幸福と苦悩、他方に生への権利の間でのこれを土台として企てられた衡量は、このような仕方では評価された人間の生の人間の尊厳と必ずしも両立不可能ではない」ことになる。

ただし、クヴァンテはここでは、文字通り生と死が問題であるので、慎重にすることが重要だと指摘する。そしてより厳密な基準を提示する。それは「この障害ないし病気を持って現実に生きている人が、彼自身の生をこの事実に基づいて生に値しないものと評価していない(あるいはそうしないだろう)ということを経験的に後から遂行し得るならば、われわれは胚の廃棄のための根拠としていかなる障害やいかなる病気をも受け入れるべきではない」ということである。「特定の障害を持った生は主観的に意味に満ちた生であり得るかどうかという問いだけが問題ではない」、と彼は言う。「人間の尊厳と生の質の評価の両立可能性が与

えられているとき、また問題であるのは、潜在的な両親、あるいは社会が正当な要求を持つかどうか」なのである。そして、以下のように主張する。「病気や障害の子供の両親に助けが与えられ、この子供が社会によって連帯的に世話される連帯的社会において、この比較衡量は倫理的観点で病気や障害の多くの場合に人間の生に有利になるように生じるだろう。もしこの比較衡量が障害ある人々の生に不利になるように生じるならば、そのとき障害ある人の人間の尊厳に衝突するのはPIDではなくて、この社会の非連帯化した状態、そしてひょっとして多くの健康な人間の人格的価値像や世界像なのである。次の結論が必然的に導出される。現代社会が抱える問題を生命技術の投入により解放することができるという思想は危険な幻影である。むしろ逆にこの新しい技術的獲得物を倫理的に受け入れ可能な仕方ですべて投入する前に、この社会の改善を必要とする。」

Michael Quante, Wessen Würde? Welche Diagnose? Bemerkungen zur Verträglichkeit von Präimplantationsdiagnostik und Menschenwürde, In: L.Siep und M.Quante(Hrsg.), Der Umgang mit dem beginnenden menschlichen Leben, LIT, 2003, S.133-152 またクヴァンテは以下の論文で、幹細胞獲得という目的での余剰胚を殺してもよいという立場を基礎づけている。Menschenwürde und der ethische Status des beginnenden menschlichen Lebens. In: Association Internationale des Professeurs de Philosophie, documentation Février 2002, S.48-58.; Personales Leben und menschlicher Tod, suhrkamp, 2002. (→PL)

- (1) 「下方の人間の生命」PL.68「有機体の下方の生命（例えば個々の細胞）」とある。細胞等と理解できる。
- (2) 参照.PL.95f.
- (3) ここに注が付されている。「"prima facie verbindung"という私の言い回しは、ロスによって導入された'prima facie duties'の言い回しに依拠している。重要なことは、単に一応の連関を示しているのではなくて、他の重要な観点によって衡量されうる妥当な連関を示している。」

クヴァンテの補説として「人間の尊厳と人間の権利は同一の概念ではない」とする見解を挙げる。

④・①M・シュテファニアンス：人間の尊厳と人間の権利は同一ではない

ビルンバッハーらにとっては「人間の尊厳を所有することは、まさしく人間の権利を所有すること」だから、人間の尊厳概念と人間の権利概念は同一である。それに対して、シュテファニアンスは二つの概念は同等 (äquivalent) であるが、同一 (identität) ではない、と主張する。「核・容器 (Kern-Schale) モデルは、両方の概念が規範的・実践的観点で原理上同じ価値を持つとすることを確かに含んでいる。けれども両概念の規範的同等性はそれらの同一性を含んでいない。それらは顕著な機能をもった異なった概念である。人間の尊厳はそれ自体いかなる権利でもなくて、権利についての承認を必要とする価値である。人間の権利は人間の尊厳ではなくて、それを保護する容器である。けれどもこれらの概念の相違は二つの概念がまた外延的に同等であるということを排除しない。核・容器モデルによると、人間の尊厳を所有することは、人間の権利を所有することを含んでいる。そして逆も真である。」

しかし、シュテファニアンスはこの関係は、根拠・帰結関係であるという。「人間の尊厳は人間の権利の根拠、基礎あるいは源である。われわれは人間の尊厳の担い手であるが故に、われわれは権利を持つ。人間の

尊厳は人間の権利の原因である。……根拠-帰結関係は、原因と結果関係と同様にアシンメトリーである。「根拠」はここでは「十分根拠」あるいは（明確に存在論的に）事物の自然秩序の「存在根拠」の意味で理解されている。」このことをシュテファニアンスは、さらに根拠-帰結関係が帰納的か、論理的かという相違の手助けで明らかにする。「人間の尊厳を保証するために、人間の権利が存在する限り、人間の尊厳は帰納的な意味で人間の権利の〈存在根拠〉である。〈Aは人間の権利を持つ、なぜならAは人間の尊厳を持つから〉と言う命題はこの機能的連関の確認として理解されなければならない。源、根拠、基礎であり、この関係はアシンメトリーである。」したがって、核-容器モデルは、人間の尊厳概念を人間の権利概念に還元することになるが、それは誤解であろうとして、「核-容器モデルが明らかにするように、人間の尊厳はにもかかわらず自然の出発点である。なぜならそれとともに初めて価値が設定されたからである。その価値を保護するために人間の権利が必要である」としている。

Markus Stepanians: *Gleiche Würde, gleiche Rechte*, in: Ralf Soecker(Hrsg.), *Menschenwürde, öbvethpt*, 2003.

④-②ゼールマン（バーゼル大学の刑法及び法哲学教授）

「われわれが尊重の義務を法の義務として明瞭に形式化することを試みるならば、われわれは不慣れな状況の中へ陥る。人間の尊厳の尊重への義務は、そのとき、他人を、権利や義務を所有しうる誰かとして取り扱うことの義務を意味する。人間の尊厳の尊重への要求は普通でない二重の機能をもつ。要求がすべての主観的な権利の根源、前提であると同時に自ら主観的な権利であると言うように。」そして、「人間の尊厳の尊重の義務は個々の権利の尊重への義務と同一ではない。尊重の義務と個々の権利に関しての義務の間には前提の関係があり、同意の関係はない。」とし、「人間の尊厳の保持への権利は個々の権利と同一ではないので、これはまた生への権利と同一ではない。同時に人間の尊厳の尊重への義務に違反しない殺すことのケースがある。」例としてしばしば正当防衛の場合が挙げられる。「したがって、最も重要な個人の権利である、生への権利は、人間の尊厳の保持への権利に必ずしも含まれていない。」と結論する。

Kurt Seelmann, *Haben Embryonen Menschenwürde? Überlegungen aus juristischer Sicht*, in: M.Kettner(Hgb.), *Biomedizin und menschenwürde*, Suhrkamp, 63-80, 2004.

⑤L.ホンネフェルダー（ボン大学科学倫理研究所長）：「人間の胚の道徳的身分への問い」

「生殖医学、着床前診断、幹細胞研究をめぐる現在の議論においてヒト胚の道徳的身分への問いは重要な地位を占めている。問いそのものは新しくない。」しかし体外授精の技術とともに胚が母体外におかれ、それまで無知のスペクトルが開かれた。すなわち、研究と治療における *hochrangig* な目標がある場合、試験管中の胚をいかに取り扱うことができるのか。その道徳的身分は子宮の中にある胚の身分に比較されるのか、いかにこの身分はそもそも規定されるのか。

人間という種のもとに生じ、生まれた人間へと発生することができるまだ生まれていない生物にも生まれ

た人間の身分が認められることは明らかである。しかし妊娠という目的のために生まれなかった、それ故に着床に至らなかった、ないしは母の子として生まれることを意図されなかった、あるいは母によりその受容を拒絶された胚は、妊娠と誕生を目指した胚とは別の身分を持っているのか？そうであるとするなら、人間の尊厳の授与は胚の生産における目的設定ないし、その受容の行為に依存させられるということになる。しかしまさにこのことは人権思想の核、すなわち人間の生命はどれもいわばその尊厳の外的意図から独立に承認されるという核に矛盾していることになる、とホンネフェルダーは主張する。さらに、われわれが生まれた人間から生まれていない人間へ道徳的身分を拡張し、人間の生命体の実在的潜在性 *reale potentialität* へ結びつける場合、その時、核移送によって生まれた胚も人間的生命体であることになる。そして着床後に人間の尊厳を付与する人々も、それ以前の受精後の段階の胚も保護なしにするのではないことを指摘する。

このように人権の思想に留まる場合は胚の道徳的身分に立ち止まることが必要不可欠である。しかしホンネフェルダーも人間の尊厳の保護と生命の保護の間の連関を指摘する。そこには3つの連関がある。試験管の胚に保護だけが与えられ、人間の尊厳が与えられない場合。この場合は、他の仕方では到達しえない *hochrangig* な目標に面して、この尊厳の保護の衡量の可能性が開かれる。しかし胚に無制限の保護が与えられる場合には答えは二つある。一つは、生命が生命と衝突する例外的場合において生命の保護の制限が命ぜられる、というものである。もう一つは無制限の尊厳の保護が生命の保護にうまく展開しえない場合である。ホンネフェルダーは言う。「妊娠を招来するために生み出された胚が除去不可能な根拠から妊娠へ導かれ得ないとき、それ故に尊厳の保護がただなお死なせることの形式においてだけしか実現され得ない場合において、生命の保護に奉仕する高位の目標に面して生命の保護の衡量が可能である。たとえばこの局限された状況において、たとえこれが死にゆだねられた胚の破壊に導くとしても、胚から幹細胞をたとえば取り出すことは、命ぜられた尊厳の保護に違反を示さない。……ここで疑いなしに留まっている重要な問いの解明は、もはや胚の道徳的身分へ立ち戻ることの助けだけでは帰結し得ない。なぜならそれは、尊厳の保護から帰結する保護の要求をどの程度広げなければならないか、そのさい葛藤する状況がどの程度考慮されるのかという問いに従事しなければならないからである。」

Ludger Honnefelder, *Die Frage nach dem moralischen Status des menschlichen Embryos*, in: O. Höffe, L. Honnefelder, J. Isensee, P. Kirchhof, *Gentechnik und Menschenwürde*, DuMont, 2002, S.79-110. そのほかの論文: *Bioethik und Menschenbild*, in: *Jahrbuch für Wissenschaft und Ethik*, de Gruyter, 2002, S. 33-52.; *Ethische Aspekte in der gegenwaertigen deutschen Diskussion um die Stammzellforschung*, J. Taupitz (Hrsg.), *Das Menschenrechtseubereinkommen zur Biomedizin des Europarates*, Springer, 2002, S.183-194.; *Biomedizinische Ethik und Globalisierung*, Albin Eser (Hrsg.) *Biomedizin und menschenrechte*, Knecht, 1999, S.38-58. など。

#### IV) 両立不可能議論—反論

⑥ G. ダムシェン (ハレ大学研究者) と D. シェーンエッカー (ストーンヒル大学助教授) ; 「将来のΦ」

先に紹介したメルケルの思考実験を捉えて、メルケルの主観主義、すなわち主観性をもつ存在だけが傷つけられるという主観主義を批判するのが、ダムシェンとシェーンエッカーである。メルケルの立場は困窮に

方向付けられている主観主義で、道徳的権利と義務は傷つけられないという生命体の関心から生じるというものである。彼らは最初この主観主義を直接に攻撃している。すなわち、傷つけられるという基準は保護領域を納得のいくような仕方では制限することができないし、自己自身に対する義務を無視しているし、とりわけ分析的な概念分類の成果として理解されえないからである。しかしこのように傷つけられるということが決定的な基準であるという仮説の下でも、胚は将来のΦである故に胚も傷つけられるから、胚から強い保護の権利を奪うことができないと彼らは間接的に反論している。もちろん、彼らは胚が可逆的に昏睡状態にある人と同じ仕方では存在論的に潜在的にΦであるというのではない。「潜在性の両方の形式には相違がある。可逆的な昏睡状態にある人は、特定のΦ性質を素質の能力のある可能性としての能力 *Fähigkeit* を持っている。発生能力のある胚は、特定のΦ性質を実現しうるこの現実的な能力を持ってはいない。」しかし彼らは次のように言う。「胚は後にこの能力を展開しうる現実的な能力 *Vermögen* を劣らず持っている。われわれが可逆的な昏睡状態にある人の *Fähigkeit* を尊厳をもたらすものとして尊重するならば、そのとき胚の *Vermögen* も同じように尊重しないというのは首尾一貫していないであろう。胚の素質はなるほどいかなる現実的な *Fähigkeit* ではない。しかしそれは現実的な *Vermögen* である。何故現実的な *Fähigkeit* と現実的な *Vermögen* の間の相違が生と死の間の相違になるのか。」すなわち胚は、植物や美術工芸品とは異なり、近い将来のうちにそのような *Fähigkeit* 形成しうる現実的な *Vermögen* を持っているというのである。しかしメルケルの思考実験は、*Fähigkeit* としての素質が *Vermögen* としての素質に道徳的に優位するということを証明してはいないというのである。つまりメルケルは「倫理的議論における道徳的直観と倫理的議論における直観の役割の概念の解明について十分に努力しなかった」と批判している。

・NIP 議論と安全主義

ダムシェンとシェーンエッカーは胚は人間の尊厳<sub>M</sub>を持つということを、間接的議論とメタ議論で論証する。間接的戦略が、数的同一性の概念と P 議論の核である潜在性とを結びつけた NIP 議論である。

1)潜在的なΦ性質の担い手である生き生きとした人間の身体は誰もが、尊厳<sub>M</sub>を持っている。

$$\forall x (K_M x \rightarrow W_M x)$$

2)成長能力のある人間の胚は生き生きとした人間の身体であり、それは潜在的なΦ性質の担い手

$$\text{である。} \forall x (E_M x \rightarrow K_M x)$$

従って、3)成長能力のある人間の胚は誰もが尊厳<sub>M</sub>を持っている。  $\forall x (E_M x \rightarrow W_M x)$

ここで採られている戦略は間接的戦略である。この戦略により、P 議論は大前提の持つ困難を克服する。すなわち、胚に尊厳<sub>M</sub>を否認する人も、胚に尊厳<sub>M</sub>を認める人も同意する共通の前提「可逆的な昏睡状態にある人（新生児、眠るもの）は殺してはならない」から出発する。この前提に対してはこれまでいかなる成功した、あるいは一般に承認された基礎づけも知られていない。しかし同様にこれまで前提が反駁されることもなかった。だから、この共にされた前提がいかに基礎づけられるかは問題ではない。この間接的戦略にとって決定的であるのは、通常の倫理的基準の下ですべての人がこの前提を共有するという事実である。だから、間接的戦略は非常に強い議論である、と彼らは言う。

推論の形式的妥当性は容易に見て取ることができる。誰もが認める事実は、可逆的な昏睡状態の人や新生児は保護されるということである。なぜなら、彼らは未来に現実的人格の特徴を意のままにしうる潜在性を

持つからである。すなわち、原則 1) 現実に  $\Phi$  であることが尊厳<sub>M</sub>に対して十分である。原則 2) 可逆的昏睡状態にある人(新生児, 眠るもの)は、それが現実に  $\Phi$  であることなしに、尊厳<sub>M</sub>をもつ。原則 3) 可逆的昏睡状態にある人(新生児, 眠るもの)は潜在的に  $\Phi$  である。この原則により大前提が真となる。しかし、P 議論だけでは明らかに十分ではない。われわれはどれが潜在的に  $\Phi$  の担い手であるか識別できない。しかし成人、可逆的昏睡状態にある人、新生児のような生きた人間の身体が潜在的に  $\Phi$  の性質を持つということを洞察した。従って基準は生きた人間の身体を持つかどうかということになる。続けて、「道徳的観点で等しい潜在性を成長する能力がある胚も持つ」という第二の前提も数的同一性の概念の助けを借りて成り立つ。なぜなら、数的同一性の思想は、人間は誰もがその胚の現存在から成長した年齢に至るまで身体的統一を作るということだからである。従って結論、「成長能力のあるヒト胚はどれも尊厳<sub>M</sub>をもつ」が導出される。数的同一性は潜在性の識別議論として役立つ。

#### ・メタ議論—安全主義 Tutorismus

二つの例が挙げられている。一つは狩師の例である。第二の例は、より人間の胚の道徳的身分をめぐる問題に非常に近い例である。古代の奴隷制度や植民地時代においては、今日誰もが人間であると捉え、それが持つ尊厳の身分を少しも疑わない存在者が奴隷とされたり搾取されたりしていた例である。二つの例においてわれわれは倫理的包摂問題と関わっている。狩人は、彼が人間を撃つてはならないということを、神の被造物である人間の種を殺してはならないということを、知っている。しかし彼は下草のなかを動いているものが人間か、動物かを知らない。スペインの植民地主義者は、人間が奴隷にされてはならないし、殺されてはならないことを知っている。しかし彼らはインディアンが人間であるかどうかを知らない。なぜなら彼らは殺すことを禁じているのがどんな  $\Phi$  性質であるのか知らないからである。従って、この例は一層難しい例であり、人間の胚を使用してよいかどうかという問題に類似した問題であるといえる。われわれは誰もが新生児や可逆的昏睡状態にある人を殺してはならないことを知っている。しかしなぜ殺してはならないのかを、新生児や可逆的昏睡状態にある人がどんな  $\Phi$  性質を持つのかを、われわれは知らない。ここにメタ議論である用心議論で補う必要がある。すなわち、この議論は次のように言う。「ある存在が道徳的命の適用範囲の事例であるかどうか十分疑わしい状況においては、現在の仮定とそれとおそらく結びついた肯定的結果と、もしその仮定をたてないときに人が被るであろう道徳的損害との釣り合いが決して受け入れられない場合なのかどうかということから出発しなければならない。」考えられなければならない要素は以下の三つである。1) 胚はいかなる尊厳<sub>M</sub>を持たないという仮定が必然的にもたらす道徳的損害の程度。2) 胚はいかなる尊厳<sub>M</sub>を持たないという仮定が必然的にもたらす(道徳的)利害の程度。3) 胚が尊厳<sub>M</sub>をもつ(もたない)ということへの疑いの程度。そして結論はこうである。「その時われわれは道徳的に注意深くし、行動を差し控えなければならないであろう。結論は *In dubio pro embryo*。」

Gregor Damschen und Dieter Schönecker, *Zukünftige  $\Phi$ , Über ein subjektivistisches Gedankenexperiment in der Embryonendebatte*, in: *Jahrbuch für Wissenschaft und Ethik*, de Gruyter, 2003, S.67-94.; *In dubio pro embryo*. Neue Argumente zum moralischen Status menschlicher Embryonen, in: DERS.(Hg.), *Der moralische*

Status menschlicher Embryonen, W de G, 2003, S.187-268.

⑦O.ヘッフェ (チュービンゲン大学哲学教授) : 「人間の原理としての人間の尊厳」

はじめに人間の尊厳概念の曖昧さについて論じている。「人間の尊厳と名づけられるこの固有の価値は不可侵であるという思想は哲学的倫理学において、すなわち法と国家の倫理において高い位階をもつ。にもかかわらず、人間の尊厳原理の内実も方法論的位階もいつも曖昧である。われわれが議論の密度に注意するならば、原理はまた哲学的倫理学の主要なテーマに全く属していない。自由、幸福、徳、意志の弱さ、あるいは快とこの原理は太刀打ちできない。原理がヨーロッパの文化、特にユダヤキリスト教の部分に非常に強く結びついているので、それは諸文化間に妥当しない、従って今日、グローバル化した時代にあって全世界に広がる拘束的原則に役立たないという危惧にいたる。なぜなら、最初に種々の宗教の信奉者、そして第二に非宗教的人間もいわば承認することができる原則だけが全世界に広がって拘束力があるからである。

それ故に哲学には幾つかの相互に密接に関連し合う課題がたてられる。(1)人間の尊厳という内実是非常に広げられているので、(2)原理は諸文化間に妥当するものとして証明され、(3)証明は世俗の、すなわち宗教的世界観的有利な条件を断念して生じる、しかしながら(4)諸宗教の中心的仮定が傷つけられない、せいぜい諸宗教が原理において再び見いださる、(5)人間の尊厳という原理の方法的身分が明らかにされる。」

引き続き、最高の法的・道徳的原理としてのこの概念について以上の観点で論じ、今日の問題状況を述べている。「さしあたり生物学的基礎をよりよく学び知るために、長い間には医学的、診断と治療の可能性を改善するために、若干の研究者が実験している最初の段階、すなわちあの初期胚の具合はどうか？われわれは研究者の全能の幻影を仮定してはならないし、神を演じることの試みをさせてはならない。(彼らは神と違い無から決して創造することができなくて、常にハンディを持ってだけ研究するので、彼らはどっちみちなしえない。)同様に黙示録の結果としての破局の状況の中で耽溺してはならない。最後にわれわれはパンドラの壺の比喩、魔法使の比喩、あるいは堤防決壊の比喩を使い古してはならない。なぜならここには、一度解き放たれると彼ら自身の法則に従う自然の暴力があるからだ。むしろ意識的なそして自由意志の行為が問題である。意識的に自由意志でストップする、そして立法者のハンディでとりわけ禁止される行為が問題である。」

単に人工的に、しかし完全に発生した胚は人間か、それともモンスターかという問いに対し、初期胚自身によって操縦された生命過程であることから、受精とともに人間となるとし、それに基づいてヘッフェの基本的立場が最後に述べられている。「限界を踏み越えることに諸限界が設定されている、という補足的な洞察に対しても同じことが妥当する。人間の生命の保護がそのような種類の限界に属し、このことはこれまでまだ反論されていない。……特に人間の生に奉仕するという医学研究の中心目標を思い起こすことができる。医師や医学研究者は人間の生を保護するという普遍人間的義務の中に置かれているだけではなくて、むしろ職業を構成する位階である。医師であることは人間の生のために活動することである。そして第二のヒポクラテスの根本命題が意味するように、*primum nil nocere* のなかに自己が選んだ課題の最小限がある。……明らかにこれらの議論は立法者の力から引き離されている。その上これらの議論は知的な道徳的、法的論議に屈しえない。すなわち、基本的な生命の保護(殺すことの禁止)を援助の命令に優先すること、精子、卵

子の融合と共に、厳密な意味で人間の生命が始まるということ、この二つの主要な議論のことである。立法者が (Leistungs-) 尊厳を表明するのは、彼がすべての人間の生命に対して (Mitgift-) 尊厳を承認するときである。」

Otfried Höffe, Menschenwürde als ethisches Prinzip, in: O.Höffe, L.honneferder, J.Isensee, P.Kirchhof, Gentechnik und Menschenwürde, DuMont, 2002, S.111-141. その他の論文: Wessen Menschenwürde? was Reinhard merkel verchweig und Robert Spaemann nicht sieht? in: C.Geyer(Hg.), Biopolitik, Suhrkamp, 2001, S.65-73.

⑧U.アイバッハ (ボン大学組織神学教授): 「人間の尊厳, 生の始まりと胚研究」

アイバッハもまた、一方に健康に対する闘いそして他方に単に生物学的-人間的生命と見なされた生命を消費的に取り扱うこととその選択が、技術によって支配される社会の行為の二つの相応する側面であると捉え、「生命の保護」対「救済の倫理」の構図で捉える。新しい治療法を開発するという高度の科学的目的でだけ、人間の生を殺すことを禁止するような基本的倫理的規範の無効が要請される時、誰が決めるのかという問いが残されている。新しい治療法の探求がこのような違反を許すほど重い病状であることを。そして次のように言う。「治療上の行為だけが生への奉仕でない、第一に尊厳の尊重、あらゆる人間の生の保護の尊重。始まりから死に至るまでのあらゆる人間の生の尊厳を尊重すること、は、すべての治療上のかつ看護上の行為の不可欠の基礎づけである。」

Ulrich Eibach, Menschenwürde, Lebensbeginn und Embryonenforschung, F.S.Orduncu /U.Schroth/W.Vossenkuhl(Hg.), Stammzellenforschung und therapeutisches Klonen, Vandenhoeck & Ruprecht, 2002, S.194-199.

⑨J.ライター (マインツ大学カトリック神学部教授): 『遺伝的社会』

結局、政策上対立しているのは、「救済の倫理」か、「生の保護の倫理」かということになる。ドイツで1980年代から、遺伝子工学の問題取り組んできたJ・ライターは人間の尊厳といういささかインフレーション的に用いられている概念を空虚な概念ではなく、力動的な疑念であるとし、次のようにいう。「政治的、生命倫理的論争の中で、社会は目下2つの党派に分かれている。一方には胚研究の門戸を開く研究の倫理、なぜならそれは難病で苦しんでいる人々を癒すだろうという研究の倫理、もう一つは道徳的、宗教的な根拠から、胚を使用する研究に反対し、人間を苦悩させたままにする生の保護の倫理」。そして、救済の倫理に対しては次のようにいう。「医学の目標は病気を癒し、苦悩を和らげることを目指している。けれども、この目標は何を犠牲にしても追求してよいというものではない。道は生を選択したり、無化したりすることへ通じてはならない。私たちは科学と技術でこの世にパラダイスを作り、生命の困窮に打ち勝ち得るといふ欺瞞的ビジョンから解放されなければならない」。20世紀の哲学者ヨナスも、「慈善の要求に対して一度抵抗しなければならぬ」(H.Jonas, Technik, Medizin und Ethik, Insel, 1990, S.217)と述べてい



る。また、H・レンクも、責任概念を「行為結果の責任」、「役割課題責任」、「普遍道徳的な責任」に分類し、これらの優先順位を論じていますが、それによると、普遍道徳的な責任、他の生物の安全、幸福に関する責任を優先しなければならないと、述べている。まずとにかく道徳的権利を尊重しなければならない、それを損害の回避、防止の先に考えなければならない。そして、さらに効用の考慮ということの前にそれを考えなければならない、このように優先規則というものを組み立てている。

J.Reiter, Die genetische Gesellschaft, Topos, 2002, S.1-130 ; 他の論文としては, Menschenwürde als Maßstab, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, DasParlament, 1.Juni 2004, S.6-13.

H.Lenk, Einführung in die angewandte Ethik, Kohlhammer, 1997, S.111f.

⑩D.ミート (チュービンゲン大学教授・道徳神学) : 『われわれは何をなし得るのか』

人間の尊厳モデルを以下のようにまとめている。

(D.Mieth, 2002 をもとに)

	モデルA	モデルB
人間の尊厳の概念	超越論的理解。理性と自由(自律)に基礎を持つ。しかし、人間存在であることを除いて質為しに適用。基礎付けは適用の先例とならない	経験的・パーソン論的・還元的理解, 自己意識, 自己尊重, あるいは個性の特徴のような質を適用。基礎付けは適用の先例となる
人間的生命体への態度	・人間的生命体の生命権 ・生命対生命という葛藤の場合比較衡量 ・遂行可能性における限界が容認される	・生命権に代えて, 生命の尊重という弱い形 ・生命の尊重と他の権利財や根本的自由との比較考量。生命の保護以外のものであっても ・遂行可能性が重要な基準である
生命の保護	・はじめから実体上, 持続性と首尾一貫性 ・おのおの個々の生命体に関して	・漸次的 ・手続き的 ・個別化以前の人間の生命体としての初期胚に関しては個別的ではなくて, 全体的に
人間の生命の個別的保護の始まり	卵子と精子の融合とともに	14日, あるいは母胎に胚が着床する時期
法的手段の厳しさ	刑罰による	制限とすべての手続きの根本的監視
『人権と生物医学条約』の「適切な保護」(注)	使用されてはならない。無化されてはならない	「尊重」は制限された監視された手順に反映している
	キリスト教-カントの伝統を持つ中央ヨーロッパの国々	アングロサクソンの言語を用いる国々

注：第 18 条「1.法律により体外にある胚に対する実験研究が許される場合には、胚の適切な保護を確保する。」(EU 評議会・1997)

Dietmar Mieth, Was wollen wir können? Herder, 2002, 1-532.

Ⅲ) その他のドイツの主要な生命倫理学関連文献

Hans-Martin Sass (ジョージタウン大学ケネディー倫理研究所 Senior Research Scholar), Menschenwürde : Transkulturelle oder kulturellrelativ? In: W.Schneider, H. A. Neumann, E. Bysch(Hg.): Menschenleben-Menschenwürde, LIT, S.93-111.

Adrian Holderegger et al.(Hg.), Embryonenforschung, Freiburg Schweiz, 2003, S7-131.

Wilhelm Vossenkuhl, Der ethische Status von Embryonen, Fuat S.Oduncu et al (Hg.) Stammzellforschung und therapeutisches Klonen, 2002, Vandenhoeck & Ruprecht, 163-169.

Jochen Taupitz, Das Menschlichenrechts-übereinkommen zur Biomedizin des Europarates, Springer, 2002, S.1-830.)

Arbin Eser (Hg.), Biomedizin und menschenrechte, Knecht, 1999, 5-192.

Ernst Benda, W ürde des Menschen—Würde des lebens, Vortrag auf dem Deutschen Evangelischen Kirchentag am 14.Juni 2001 in Frankfurt/M.

C.Geyer(Hg.), Biopolitik, Die Positionen, Suhrkamp, 2001, S.1-297.

Roland Graf, Klonen: Prüfstein für die ethischen Prinzipien zum Schutz der Menschenwürde, EOS, 2003, S.1-437.

(未完)